

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)(抄)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十 (略)</p> <p>六十一 コラーゲン半月板補填材を用いた半月板修復療法 半月板損傷(関節鏡検査により半月板の欠損を有すると診断された患者に係るものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十 (略)</p> <p>(新設)</p>